

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、いかなる経営環境にあっても企業理念の実現に向けて永続的に発展できる企業を目指しており、そのため経営環境の変化に対応した、最も効率的な経営管理体制を常に模索しております。経営の効率化が図られ、かつ企業コンプライアンスに資するとともに当社企業活動に関わるすべてのステークホルダーの皆様のご信頼が得られますようなコーポレート・ガバナンス体制の整備に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

〔補充原則1-2-4. 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳〕
機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえて総合的に判断してまいります。

〔補充原則4-10-1. 独立社外取締役の適切な関与〕
指名・報酬など重要な事項に対する独立社外取締役の適切な関与については、その方法も含めて、今後、検討してまいります。

〔補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価〕
取締役会全体の実効性についての分析・評価、およびその開示については、今後、検討してまいります。

〔原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表〕
中期経営計画の公表については、本原則を踏まえて総合的に判断してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1-4. いわゆる政策保有株式〕
当社は、中長期的な企業価値向上のため、原材料等の調達先、当社商品等の主要な販売先、主要な金融取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化を目的として株式を保有しており、保有株式については、取引状況、株価変動、配当状況等を勘案し保有意義の点検を実施し、結果に応じて経営幹部がその判断をしております。
議決権の行使にあたっては、議案内容および取引先の経営状況や取引関係等を総合的に判断したうえで議決権を行使いたします。

〔原則1-7. 関連当事者間の取引〕
当社と関連当事者の取引は、法令の定めによるもののほか、社内規程等の定めに従い、取締役会等の手続きを経たうえで行うこととしております。

〔原則3-1. 情報開示の充実〕

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の会社経営の基本方針、目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略は、決算短信に記載しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「1-1」に記載のとおりです。
- (3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「2-1【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。
- (4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、執行役員制度のもと「経営の意思決定および監督」と「業務執行」の権限と責任を明確にしておりますので、これらの役割を遂行するための資質を備えていることを経営陣幹部選任や取締役候補指名の方針とし、取締役会の承認をもって決定しております。また、監査役候補につきましては、監査業務に必要な資質を備えていることを指名の方針とし、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の承認をもって決定しております。なお、社外取締役・社外監査役については、当社の独立性基準を満たすことも条件としております。
- (5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の株主総会参考書類に記載しております。

〔補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲〕

当社は、取締役会決議を必要とする具体的な事項を「取締役会規程」に定めております。そのなかで、業務執行に関する重要な事項については、金額等一定範囲において、執行役員等経営陣に対して業務執行を委任するとともに、その権限を委譲しております。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質〕

当社の社外取締役に関する独立性判断基準は、金融商品取引所が定める独立役員の要件を適用することで、実質面においても独立性を担保できると判断し、これを準用することとしております。

〔補充原則4-11-1. 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方〕

当社の取締役会は、社外取締役も含め、事業規模や事業領域を勘案して、特定の専門分野に偏ることなく、また、個々の経験や能力を踏まえてバランスを考慮した構成とし、そのなかで、国籍や性別は問わないこととしております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続については、〔原則3-1〕に記載のとおりであります。

〔補充原則4-11-2. 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況〕

現在の当社取締役および監査役で、他の上場会社の役員を兼務している者はありません。

〔補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

当社は、取締役の経営監督機能や監査役の経営監視機能が十分に発揮できるようにトレーニングの機会を提供するとともに、その費用を負担することで積極的な支援を行うこととしております。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

株主との対話全般につきましては、管理部門の担当取締役が統括し、建設的な対話を実現できるよう心掛け、実際の対話にあたりましては、広報・法務・財務・経理、その他関連部門が、情報・知識の共有を行い連携して取り組みます。そして、株主との対話における株主からの意見等については、適切に担当取締役等へ報告するとともに、関係部門間で情報の周知・共有を図っております。

IR活動の充実については、当社ウェブサイトにおいて、日頃の活動状況を公開するとともに、エスビー食品レポートを年1回作成・公開し、株主へ情報をお伝えしております。

なお、インサイダー情報については、社員行動基準および会社情報取扱規程を定め、情報漏洩が発生しないように管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
峯栄興業株式会社	609,120	8.73
山崎兄弟会	600,000	8.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	324,000	4.64
農林中央金庫	324,000	4.64
株式会社東京都民銀行	244,506	3.50
セコム損害保険株式会社	176,216	2.53
大日本印刷株式会社	172,200	2.47
日本生命保険相互会社	162,961	2.34
第一生命保険株式会社	124,400	1.78
株式会社三井住友銀行	122,382	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷 修	弁護士								○			
広瀬 晴子	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 修	○	当社は同氏と顧問契約を締結しており、報酬額は年間129万円であります。	弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、経営全般に対する適切な助言をしていただくため選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準も満たしているため、独立役員としております。なお、取締役会において独立役員と指定する旨の決議を経ております。
広瀬 晴子	○	——	豊富な国際経験や、人材育成に関する高い見識を有していることから、経営全般に対する適切な助言をしていただくため選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めるガイドライン

の基準も満たしているため、独立役員としております。なお、取締役会において独立役員と指定する旨の決議を経ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的な会合と必要に応じての臨時的な会合を持つなど、監査実施状況その他監査業務全般に係る問題について会計監査人から報告を受け、また監査役監査についての情報を提供するなど、情報交換を行っており、情報の共有化と相互連携の一層の強化を図っております。

監査役と内部監査室は、毎月1回の定期的な会議を持ち内部監査の結果その他の情報の共有化を図っております。監査役監査業務については、内部監査室を兼務する監査役スタッフが監査役監査業務を補助することで監査体制の充実に努めております。

社外監査役を選任状況

選任している

社外監査役の数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
葛山 康典	学者														
松家 元	弁護士										○				
鶴高 利行	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
葛山 康典	○	—	企業財務の専門家として高い見識を有している

			ことから、適切な経営監視をしていただくため選任しております。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準も満たしているため、独立役員としております。なお、取締役会において独立役員と指定する旨の決議を経ております。
松家 元	○	当社は同氏と顧問契約を締結しており、報酬額は年間240万円であります。	弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、適切な経営監視をしていただくため選任しております。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準も満たしているため、独立役員としております。なお、取締役会において独立役員と指定する旨の決議を経ております。
鶴高 利行	○	——	公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を有していることから、適切な経営監視をしていただくため、選任しております。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準も満たしているため、独立役員としております。なお、取締役会において独立役員と指定する旨の決議を経ております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

報酬額においては、業績要素を加味していること、また、役員持株会制度も採用しており、株価を意識した経営を行っている。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

第103期(2015年4月1日～2016年3月31日)における取締役の報酬の総額は、12名に対し269百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬の額は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、個々の役員の職務と責任および実績に業績を加味し、各取締役分は代表取締役の協議によって決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は取締役会事務局が、社外監査役に対する情報伝達は常勤監査役が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、「経営の意思決定および監督機能」は取締役会が担い、「業務執行機能」は執行役員が担う、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営における基本戦略の策定や、法令で定められた重要事項を決定するとともに、執行役員の業務執行状況についての報告体制を確立して、業務執行状況の監督に専念しております。

経営会議は、取締役会の事前審議機関として、経営に関わる重要事項を検討・審議し、取締役会に報告します。

執行役員は、担当業務の効率的な執行にあたり、毎月1回以上定期的に開催される執行役員会において、情報の共有化と業務執行の意思統一を図っております。

会計監査人につきましては、監査法人日栄監査法人を選任しており、監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 山田 浩一氏

指定社員 業務執行社員 國井 隆氏

監査役の機能強化に関する取組状況につきましては、上記1.【監査役関係】「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

より効率的な経営管理体制を志向し、変化の激しい経営環境に迅速かつ的確に対応いたしますため、現在の体制を採用しております。「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離することにより、経営および業務執行に関わる意思決定と業務執行のスピードアップを図るとともに、監督機能を強化し、各々の権限と責任を明確にすることができると考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を複数名選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会における説明の一部映像化を行っております。また、招集通知に関しては、発送日前に当社ホームページ上で開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	証券取引所で開示した適時開示資料、株主総会招集通知、事業報告書(事業のご報告)等を掲載しております。 IR資料を掲載しておりますホームページアドレスは、以下のとおりであります。 (http://www.sbfoods.co.jp/company/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理サポートグループ コミュニケーション企画室 広報ユニット	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「社員行動基準」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	毎年1回発行しております「エスビー食品レポート～社会・環境報告書～」において、活動内容を報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「社員行動基準」に規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 総論・当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

内部統制システムの構築において、「企業理念」、「ビジョン」および「行動規範」を精神的支柱とし、これらを全役職員に周知徹底させることが企業倫理、法令遵守あるいは企業の社会的責任の観点で重要であるとの認識から、これらをより一層推進させるなかで、事業経営の有効性と効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業経営に関わる法令や定款および企業倫理の遵守を促し、また企業財産の保全が図られる企業体制を作ることとする。

取締役会は、『経営判断の原則』（ビジネス・ジャッジメント・ルール）に従って、会社経営の重要事項を審議・決定し、決定事項を執行役員に執行させて、常時その執行状況の報告を受ける体制を確保する。

内部統制システムは、社会・経済環境の変化とともに絶えず見直し・改定を行い、いかなる経営環境下にあっても、企業としての持続性の保持に資するものでなければならない。

また、企業風土として本来有する自律的チェック機能の醸成を促すため、各部門の有する自律的チェック機能と部門間の相互牽制機能を働かせることが可能な組織体制とし、これらを補完し、さらに全社横断的なチェック機能を内部監査室が担うものとする。

さらに、取締役会は、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備に留意するものとする。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書・情報については、「会社情報取扱規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」およびその他規程等に基づき、保存管理する。また、取締役会、執行役員会などの主要な会議体の議事録および付議事項に係る各種の資料等は機密情報として高度なセキュリティを設定したうえで閲覧できる者を限定して保存管理することで、情報の利用と管理の徹底を図るものとする。

文書・情報等の保存管理体制については、情報統括担当役員のもので一層の実効性確保に努めるとともに、必要に応じて各規程類の見直しを行う。また、内部監査室は、適切に実施されているかについて、定期的に検証し、その結果を取締役に報告するものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、「リスク管理規程」に基づき、会社経営に重要な影響を及ぼすおそれのあるリスクの回避または軽減を図るものとする。また、「危機管理体制マニュアル」等のマニュアル類の整備充実を図り、全役職員に周知徹底する。

緊急事態が発生した場合には、対策本部を設置し、社長他担当役員が対策本部長に就任し、対策本部長のもと関係部門が一体となり対処するものとする。

また、内部統制システムの強化と内部監査体制の充実を図るため取締役会の直属組織として設置した内部監査室は、財務情報の適正性を監査するとともに、各部門の業務上のリスク分析を実施し、その結果と必要あれば改善・是正に関する提言を取締役会に行い、併せて当該リスク分析の結果および取締役会への提言の内容を監査役に報告する。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、「経営の意思決定および監督機能」は取締役会が担い、「業務執行機能」は執行役員が担う、執行役員制度を導入しており、これにより、経営および業務執行に関わる意思決定と業務執行のスピードアップを図るとともに、監督機能を強化し、各々の権限と責任を明確にする。

取締役会は、経営における基本戦略を策定し、法令で定められた重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督に専念する。

経営会議は、経営に関わる重要事項を検討・審議し、取締役会の意思決定機能に資する役割を担うものとする。

執行役員は、代表取締役社長または代表取締役社長の指名を受けた役付執行役員を議長とする執行役員会を組織し、取締役会決定事項の伝達・周知、執行戦略の決定および執行役員相互間の連絡・調整等を行うものとする。

また、「取締役会規程」や「稟議規程」等の決裁基準の整備を進めるとともに、「執行役員規程」や「業務分掌規程」等の職務権限や業務分掌に関わる規程等の整備充実を図り、経営および執行両面における効率性の確保と内部統制の充実に努める。

(5) 当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範」の詳細を定めた「社員行動基準」を全役職員に周知徹底、遵守させ、全社的なコンプライアンス意識の向上を図るものとする。

なお、「社員行動基準」にあるとおり、誤った行為は個々の従業員やそれぞれの職場では是正されるべきであるが、万一、法令違反行為や企業倫理に反する行為などの不正行為が生じた場合に備え、これをいち早く把握するとともに企業内部で是正を図っていくために、内部通報制度を整備・浸透させ、企業の自浄作用を働かせる仕組みを構築する。

また、経営上および業務遂行上における諸問題に対し、組織横断的な企業倫理委員会を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士などの外部専門家からアドバイスおよび指導を受け、常に適法性をチェックする体制を構築し、コンプライアンスを重視した経営に努めるものとする。

反社会的勢力に対しては、社会的な秩序を尊重し、必要な場合には法的措置を前提として、屈することなく毅然とした態度で対応する。

(6) 当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）における業務の適正性を確保するための体制

当社グループの発展を期するために定めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要事項については、当社に承認を求めるとともに、一定の職務執行状況については、当社への報告を求めるとする。また、内部監査室は子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告するものとする。

当社グループ経営の効率的な運用を目的として、当社のグループ企業管理担当部門は、子会社に対する業務指導等を実施するとともに、当社グループ内の取引において、通例的でない取引が行われない体制の構築を図るものとする。

当社の「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」、また、インサイダー取引防止制度および内部通報制度を当社グループで共有するものとし、これらを当社グループの全役職員に広く浸透させていくことで、グループ経営をさらに推進するものとする。また、IT環境の拡大整備を進めていくなかでさらなる情報の共有化に努めるものとする。

当社の子会社のリスク管理に関しては、当社の取締役および執行役員が、取締役会から委嘱された職務に従って、当社と同等のリスク管理体制を構築するよう指導する。

(7) 当社の監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役職務を補助すべき使用人として、内部監査室の専従者がこれを兼務するが、監査役または監査役会から求めがある場合は、さらなる充実に努めるものとする。

(8) 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の監査役補助機能の兼務ということに鑑み、内部監査室スタッフの異動および人事考課については、予め監査役に相談し、その同意を求めるとする。

(9) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務の必要性から内部監査室長に対して、監査業務の補助その他情報収集等を指示することができ、取締役会はこれに応じることができる体制の整備に留意する。

(10) 当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役および使用人は、各監査役の求めに応じて必要な報告を行うものとする。

主な報告事項は以下のとおり。

- ・経営の状況
- ・事業の遂行の状況
- ・財務の状況(連結および単体)
- ・内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
- ・子会社および関連会社の監査役の活動状況
- ・当社の重要な会社方針、会計基準およびその変更
- ・業績および業績予想の発表の内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用状況および通報の内容
- ・重要な訴訟・係争その他行政当局等から受けた検査・行政処分等
- ・経営に重大な影響を及ぼす虞のある事項
- ・その他監査役が特に要請した事項

取締役会は、監査役に対し、稟議書(監査役が要請したときは添付資料を含む)を回覧し、また執行役員会議事録その他の重要な会議体の議事録(それらの付議資料を含む)を閲覧する体制を整備することにより、執行役員の職務執行の状況を報告するとともに、監査役から重要な会議体への出席要請および詳細報告の要請があったときはこれに応じる体制の整備に留意する。

子会社に関しては、内部監査室が行う子会社に対する内部監査の状況を監査役に報告するとともに、子会社の監査役から当社の監査役に報告する体制の整備に努めるものとする。

(11) 当社の監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役職員が、当社監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する体制を整備するものとする。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用は、毎年、一定の予算を設けるものとする。また、緊急または臨時に支出した費用について、監査役から償還の請求があった場合は、職務の執行について生ずる費用と認められないものを除き、処理するものとする。

(13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人は、定期的な会合と必要に応じての臨時的な会合を持つなど、監査業務全般に係る問題について協議し、情報の共有と相互連携の一層の強化を図る。

監査役と内部監査室は、内部統制システムの状況および内部監査の結果その他の情報の共有化を図るため、毎月1回定期的な会議を開催する。

取締役会は、監査役が、当社グループの事業所への監査を定期的に実施するための体制確保に努めるとともに、監査業務に必要な監査役が判断したときは監査役による外部専門家活用の体制確保に留意する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社「行動規範」に謳われている「公正、透明、自由な競争をおこない、法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動に努め反社会的なものを排します。」との基本原則のもと、社会的な秩序を尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対応してまいります。こうした考え方は、企業の社会的責任やコンプライアンス重視の観点において必要かつ重要なことと認識しております。

当社は、企業対象暴力や不当要求等に対しては、対応マニュアルを整備し、これを社内ホームページ上に公開し、全社員が必要に応じて閲覧・参考にすることとしております。この対応マニュアルにおいて、案件毎の初期対応窓口を明確化し、管理部門の関係部門と連携を図りながら組織として対応する体制を採り、また、初期対応窓口で解決困難な案件や全社的な対応が必要な案件の場合には、一時対応組織または対策本部を設置し、顧問弁護士・所轄警察署等と相談のうえ、法的な対応を基本として対処することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念に基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1に記載の基本方針に基づき、当社の企業価値または株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、単に「対応策」といいます。)を導入しております。

対応策は、大規模買付者に遵守いただくべきルールと、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続きおよび内容を定めており、その具体的な対抗措置につきましては、当社の企業価値または株主共同の利益を守るため、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものであります。

なお、現在の対応策は、平成26年6月27日開催の第101期定時株主総会における関連議案の承認可決をもって更新したものであります。(以下、現在の対応策を「本プラン」といいます。)

(注)本プランの詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.sbfoods.co.jp/company/ir/plan.html>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 情報開示に関する基本的な考え方

当社は、「行動規範」において「広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極かつ公平に開示します。」としておりますので、株主や投資家の皆様に対しても、正確な情報を分かりやすく的確な時期に情報開示しなければならないと考えております。

この基本的な考え方のもと、情報の取扱を定める規程を周知徹底することで、情報に対する意識と管理を徹底いたしますとともに、適切な情報開示ができるような社内体制の整備にも努めております。

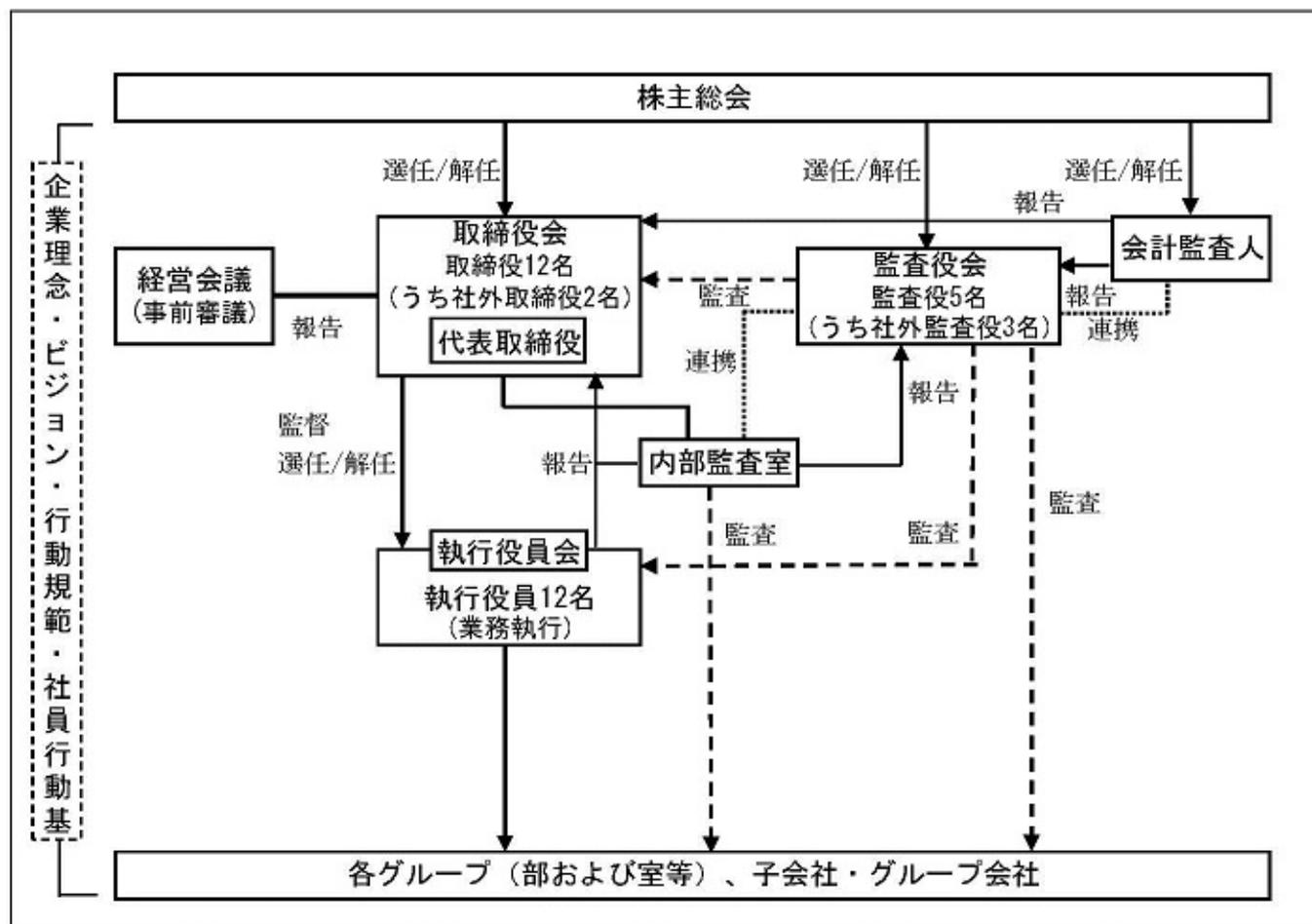
2. 重要情報等の管理、開示に係る社内体制の概要

当社および連結子会社を含めた当社グループ全体の重要情報等を一元管理するため、当社の「情報統括担当役員」のもと、当社各事業部門はもとより、各子会社では「情報管理責任者」を通して重要情報等が報告される仕組みとなっております。

こうして、当社「情報統括担当役員」に集められた重要情報等は、厳重な管理のもと、公表担当部門において確認がなされた後、東京証券取引所の適時開示規則等に則り、速やかに開示・公表されます。なお、開示・公表に至るまでは、当然にインサイダー取引を防止するための情報管理の徹底がルール化されております。

また、内部統制機能のさらなる強化を図るため設置した「内部監査室」が、併せて情報開示に係る社内体制のチェック機能も担うこととしております。

【コーポレートガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制についての模式図】

